

令和3年度定時評議員会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
令和3年5月13日（木）
午後2時00分～午後2時45分
調布市国領町3丁目8番地1
（公財）調布ゆうあい福祉公社1階
- 2 評議員総数 8名
- 3 出席評議員数 7名
（当該場所に存しない役員の出席方法）
評議員2名がテレビ会議システム（Zoom）を利用して参加
- 4 審議事項
議案第1号 令和2年度事業報告について
議案第2号 令和2年度収支決算について

5 議事の経過及びその結果

開会前に、事務局により、当該テレビ会議システムが出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることが出席者全員により確認された。

(1) 議長の選出

定款第18条第3項の規定により、令和3年度に開催する評議員会の議長を選出した。

(2) 会議成立の報告

議長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(3) 議事録署名人の選任

定款に基づき、出席した評議員の中から選任することを説明し、議事の審議に移った。

(4) 審議事項

ア 議案第1号 令和2年度事業報告について

事務局より次のように説明があった。

・総括的な振り返り

「令和2年度は、公社だけでなく、世界中がコロナに振り回された年であった。再度にわたる緊急事態宣言の発令や、不要不急の外出自粛の呼びかけなどを受け、多くの事業が縮小・中止を余儀なくされるなど、公社の経営も大きな打撃を受けた。予定していたイベントや催事等も多くは中止せざるを得ず、事業活動も停滞した。特にサービス利用者や、そのご家族等が、新型コロナウイルス感染症予防で自主的に行った利用自粛の影響は思いの外大きく、様々な事業において稼働率の落ち込みが露見している。その結果、令和2年度は、ほぼ全ての事業で実績が低下した。

このような困難な状況下ではあったが、公社の全ての事業は休止することなく、継続できた。併せて、協力会員、職員等の不断の尽力により、展開する事業の規模は縮小したものの、収支均衡を保つことができた。

特に協力会員や登録ボランティアの皆様方が、感染防止に留意しながらも、従前と変わ

らずに公社の活動を支えてくださったことについては、深く敬意を表する。なお、公社では、これらに対し感謝の意を込め、155人の皆様に謝礼をお渡しした。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種という光明は差すものの、強力な変異株の登場などもあり、先行きは不透明である。令和3年度も難しい事業運営が続くが、引き続き、利用者・協力会員・職員の安心・安全を最優先に事業を展開していく。令和2年度は、中期計画の見直しを行った。作業の中で、全ての正規職員が、事業実績の伸び悩み、福祉圏域とリンクする事業展望、新型コロナウイルス感染症対策の3点が、後期3年の公社の課題であると共有ができたことは大きな成果であった。

令和2年度は、居宅支援事業で係に正規職員を1人配置した。これは、当該職員の主任介護支援専門員の資格取得を見込んだもので、これにより特定事業所加算を取得し、将来的な自主事業における収支安定を目指す戦略的な人事配置であった。配置した職員が順調に資格を取得できたので、令和3年度は、要件等の整備を行い、着実な加算取得につなげる。

令和2年度は、積年の課題であった浴室等の施設改修を完了した。令和3年度は、これを既存の利用者へのサービス向上とともに、新規の利用者獲得に向けた広報活動へとつなげる。また、浴室等の施設改修と併せて、女性職員用の更衣室とトイレの改修・増設並びに相談室の新設を行い、職場環境の向上を図った。

一方で、「新規協力会員の獲得」という課題解消については、コロナ禍を受けて、会員募集説明会の開催を自粛する等の事情から、先送りとなった。これについては、前述のとおり、中期計画の見直しをする中で、職員間で共有した事業実績の伸び悩みにも関連する課題であるので、引き続き取り組んでいく。」

・食事サービス事業

「公社の食事サービスは、毎月80人近くの協力会員が、調理・配達・洗浄と役割を分担して活動している。仕入れた食材を調理して、それぞれお弁当に盛りつけ、利用会員の手元に届けるまでの一連の流れを、地域住民の皆様が担っており、この仕組みは、住民参加型の象徴的な事業である。コロナになり、感染が広がる中、活動に対する不安、一方で、食事を必要としている利用会員さんがおられる、このバランスをとりながら進めた1年であった。

令和3年度もコロナは継続であるが、担い手の皆様あつての事業なので、皆さんの声を聞きながら、感染予防を行った上で、安心して活動ができる体制づくりを継続していく。まず、コロナの感染防止や活動負担の軽減を考え、お弁当容器を使い捨て容器に変更した。これにより、お弁当容器の回収がなくなり、衛生面、洗浄作業がなくなるなど、大きく軽減できた。

調理では、厨房内の密を回避するため、調理内容や工程を変更して、人数の調整や活動時間を短縮し、調理の負担を軽減した。また、食品衛生講習会を開催して、微生物ごとの特徴や発生要因を学び、小問題を解くなど、全員参加で知識を深めた。

配達では、車両用とは別に、携帯用アルコール消毒スプレーとアルコールウェットティッシュなどを用意して、少しでも安心して活動できるよう努めた。また、昼の配達3ルート、夕方の配達6ルート、日曜日も含めると60ルートを、住宅地図に落とし込み、見える化して、配達の効率化や知らないルートでも配達にチャレンジするなど、活動の

幅を広げる取組や、運転中、ヒヤリハットした場所を地図に書き込み、配達者が共有し、安全運転を心がけた。

活動者を増やす取組では、協力会員登録説明会が開催できない月もあったが、配達、調理の方にも協力していただき、ライフトウン国領と西つつじヶ丘の神代団地から許可を得て、約 2,500 軒に、活動者募集チラシをポスティングした。また、敷地内の掲示板にも掲示した。新たに 3 人の方が活動に加わり、その後も多くの問い合わせがあった。活動者の不足、高齢化は、事業運営に大きな支障となる。令和 3 年度は活動を終了する方が多い。今後、多摩川住宅などでも募集活動を進め、積極的に外へ出向き、活動者の獲得に力を入れていく。

食事サービスの発信については、利用者向けに、栄養情報やメニューの紹介をした「食事サービス便り」を作成した。そのほか、公社ホームページに食事サービスレシピを公開している。

また、厨房設備については、導入から 12～13 年が経過して、各設備に劣化が進んでいる。今後、計画的に設備を更新したいと考えている。」

・デイサービス事業

「コロナ禍において、一日も休まずに事業を継続することができたことが一番大きな成果だと感じている。

事業を継続するために、物品の手配や感染症マニュアルの見直し、職員への周知を図り、運営推進会議や家族会も開催することができた。地域との連携や交流の場、家族介護者の支援の場を提供することができて安堵した。

国領デイサービスでは、総合事業通所型サービス（市基準）にて、時間を短縮し、2 部制で行うなど、新たなサービス提供体制を構築することができた。浴室改修も完了し、令和 2 年 11 月より、新しい浴室を使用して、入浴サービスを実施している。利用者の方々にも適切なサービスが提供できるようになった。また、令和 2 年 3 月より理学療法士を新たに採用し、機能訓練の体制強化を図ることができた。令和 3 年度介護保険制度改定における新加算取得にも対応している。

ぷちぼあんで、職員の補充がない前提で損益分岐点を出し、目標数値を職員で共有して事業を運営した。結果、収支均衡を保つことができた。」

・訪問介護事業

「コロナの影響により利用者数が減少する中、「この状況だからできることを」と職員ミーティングにて話し合い、様々なことについて見直した。平成 26 年で止まっていた訪問介護事業所マニュアルの改訂や、業務の効率化を図るための体制の再構築、職員の稼働数を月間で管理する仕組みづくりが実現した。

令和 3 年度に向けて個別研修計画実施のための準備や実地指導対策にも力を入れることができた。係会議もオンライン化することで、これまで介護や育児など家庭の事情で参加できていなかった職員も、参加が可能となった。また、持病があり不安で外出ができない、業務ができないといった職員にも、オンライン会議に参加してもらうことで、雇用の継続を図ることができた。」

・調布市地域包括支援センターゆうあい事業

「4 月より 5 月末まで、感染拡大防止の観点から、包括職員を 2 つのチームに分けた勤務

体制をとり、7名の職員を3名、4名に分けての勤務となった。通常ならば、4、5、6月と順次実施を予定していた普及啓発等の事業については、緊急事態宣言の動向に合わせ、実施を控えていた。介護保険の様々なご案内や総合相談、予防プランの方々への支援については、通常どおり行ってきた。業務の縮小はしているが、3人体制のチームにおいては、残業になってしまう、対応職員の調整に時間を要するなど、仕事量に対する人員の目安が明らかになった。緊急事態宣言明けの6月に事務所の移転、10月からは福祉圏域変更における引き継ぎが開始された。

福祉圏域変更においては、住民の方が困らない引き継ぎができる体制をとるという目標を持ち、職員1名が順番に地域包括支援センター八雲苑に出勤し、地域の特性の理解促進、前任者との負担がない引き継ぎ、また、職員自身も2つの拠点で働くことの練習を行ってきた。人員の補充が順次されてはきたが、同時に、退職者が出てしまうこともあり、引き継ぎで業務量が増えている時期の人員充足はできなかった。令和3年度には目途が立ち、3月に業務参加して人員補充ができ、4月を迎えることができた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策としては、事業所内感染がないように、飛沫防止対策の仕切り、換気の徹底を実施した。来所の方に対しても、自動検温器での検温、マスクを必ず着用、来所された方が滞在した記録を残す等、対策を講じ、現在も継続している。

事業については、オンライン化できる事業について検討し、専門職が主に参集する連携会議、ケアマネジャー向けの研修をZoomでの開催とし、実施した。地域ケア会議においては、学習と体験を自宅で行い、その報告をいただくことで課題を集約していく書面形式での開催を実施した。新たな方法での開催に慣れないため、担当職員も四苦八苦しながら、できる方法を模索し、実施してきた。」

・居宅支援事業

「昨年3月よりコロナウイルス流行のため、感染者数を見ながら、係員を公社内で就労場所の物理的分散や土日祝日の分散勤務を行い、万が一係員が感染したとしても事業を継続できるよう、事業所内での感染予防対策を行った。また、他事業所でコロナウイルス感染症の発生に伴い、利用者のサービス調整などが多く発生し、積極的な新規取得ができなかった。法人の中期計画において、安定した運営をするため、居宅支援事業所特定事業所加算取得に向け、人材育成計画を策定し、実行してきた。昨年5月より人員体制の変更を行い、嘱託職員1名を常勤採用し、今年度、主任介護支援専門員育成が図れた。この採用は、特定事業所加算取得に向けた戦略的人事で、嘱託職員を常勤化することに伴い、人件費の支出が増加するが、今後の収益アップのための必要な人事である。令和3年度より、主任介護支援専門員の配置、24時間連絡体制の構築をし、加算取得することにより収入の増加を図り、居宅支援事業所の安定的経営体制に向け、推進していく。」

評議員より、「食事サービスで、通常容器から使い捨て容器に変更し、食器洗浄を行う活動が減ったのでよかったというお話であるが、使い捨て容器を導入したことで、環境に対する負荷はどうか。環境に負荷がかからないような事業の展開をお願いしたい」との質問があり、事務局より、「プラスチック容器でお届けするので、どうしてもそういった面はあるかと思う。ただ、容器包装の法律の関係で、ビニール袋のほうは環境に配慮したものでお届けをしている。実際、利用者さんからは、使い捨ての容器だと処分が

困るという声がある一方、これまでの回収容器を洗う作業がなくなったのでよいという声が大いのも事実である。環境負荷のところは若干課題として残っているかと思っ
ている。今後、環境に優しい容器といったものに法律上もなってくるかもしれないという
情報を容器業者から得ている」との答弁があった。

評議員より、「今いろいろコロナ対策を伺ったが、私は調理の中に入っていて、現実に見て
きた。本当にこのコロナによって大変で、職員さん方が、どうやったら一番いい方法に
なるかと、それぞれの場所で、それはそれは頭の下がる思いである。今の環境問題のこ
ともあるが、現実には、戻ってきた容器を洗ったりしなくなった分、早く帰れるし、洗
浄の方たちは来なくなったので、密にもならなくなった。そういういい面もいっぱいあ
る。職員さんたちもまたいろいろ考えてくださると思うので、私たちも協会会員として
頑張っ
て、応援して、このコロナ禍を過ごしていきたいと思っている」との感想があっ
た。

審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 2 号 令和 2 年度収支決算について

事務局より次のように説明があった。

「まず、令和 2 年度収支予算について、予算の補正を行っている。添付資料の「令和 3 年
度 第 1 回定時理事会 議案等の概要」で、議案第 11 号、こちらは専決処分で、収支
補正予算第 3 号、特定費用準備資金に係る補正を行っている。議案第 12 号では、収支
補正予算第 4 号として、サブセンターに係る固定資産の取得、もう一点が軽度生活援助
事業に係る補正を専決処分にて行い、先日行われた理事会で承認された。

令和 2 年度収支決算については、添付資料「令和 2 年度事業報告〈概要版〉」にて説明
する。

4 ページの令和 2 年度決算報告である。「1 令和 2 年度収支状況」で、収入総額は 4 億
9,537 万 5,837 円、支出総額は 5 億 514 万 2,165 円となり、当期収支差額はマイナス 976
万 6,328 円となった。この結果、次期繰越収支差額は 5,617 万 9,488 円となる。※1 (収
支差額内訳) であるが、自主 3 事業の収支は、訪問介護事業で 102 万円余の黒字、居宅
介護支援事業で 234 万円余の赤字、デイサービスぷちぼあん事業で 103 万円余の黒字と
なり、自主 3 事業合計では 28 万 1,000 円余の赤字となっている。

その他収入では、基本財産運用収入等で 261 万円余の黒字相当となっている。

事務費のマイナスと自主事業の 28 万円余の赤字を考慮すると、事業活動全体では実質
155 万円余の黒字となった。しかしながら、令和 2 年度は、特定費用準備資金の積立を
行った関係で、法人全体の収支は 948 万円余の赤字となっている。

次に、「2 令和 2 年度正味財産増減状況」である。経常収益から経常費用を差し引いた
当期一般正味財産増減額は、107 万 19 円となった。正味財産増減要因は、※2 (正味財
産増減内訳) のとおりである。

この結果、一般正味財産期末残高は 8,852 万 8,223 円となり、こちらに指定正味財産を
加えた正味財産期末残高は、3 億 8,852 万 8,223 円となる。

令和 2 年度財務諸表については、後ほどご確認願いたい。」

- ・令和 2 年度収支決算に関する監査結果報告 (監事より)

「公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの令和 2 年度における理事の職務の執行を監査した。

1 監査の方法及びその内容

(1) 業務監査については、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。

(2) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。」

評議員より、「自主事業の収支は、全体では 28 万円余の赤字で、全体では 155 万円余の黒字というお話があった。公社の収支状況全体では 976 万円余の赤字ということは、特定費用準備資金積立の 1,132 万円余というのが大きく響いているということか」との質問があり、事務局より、「事業全体では 155 万円余の黒字になったが、特定費用準備資金を積み立てた関係で、収支差額が 976 万円余の赤字というご理解でよろしいかと思う」との答弁があった。

評議員より、「コロナの影響で困難な事業運営を余儀なくされたと思うが、そうした中において黒字を計上されたということは高く評価をしたい。職員の皆さんの取組や努力に対しても敬意を表したい。

特定費用準備資金の積立金というのは、具体的にはどういう内容の費用なのか。補正予算で取られているので、当初予算では予定がなかったと思う。具体的にはどのような資産の取得費なのか」との質問があり、事務局より、「令和 3 年 4 月から、地域包括支援センターゆうあい事業で、サブセンターを開設した。その関係で、八雲台の事務所を、賃貸借契約し、借りており、地域包括支援センター事業を行うために、アパートの一室を改築した。地域包括支援センター事業が終了したときに返却する場合、原状回復という費用が発生するので、1,000 万円余の改築費用をあらかじめ積み立てている」という答弁があった。

評議員より、「その借上げの期間の見通しはあるのか」との質問があり、事務局より、「今回プロポーザル方式によって地域包括支援センターが受託できた。とりあえず今の事業を継続する間は借り続けるつもりでいるが、何らかの事情があって出ていかざるを得ないときに、その積立を改築費用に充てるという形になる」との答弁があった。

評議員より、「長く続けていけば、それだけ収益も見込めるということになれば、それはそれでよいが、事業を終了するときにおいてかかる必要な費用を今のうちから確保しておくということは必要なことである。そういった費用を考慮した中で収益が上がるように、

これから頑張っていたきたい」との意見があった。

審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

以上で、本日のテレビ会議システムを用いた評議員会は終始異常なく、報告事項について全て終了した。